

燕市民間建築物アスベスト含有調査補助事業のご案内

この制度は、民間建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散を予防するために、アスベストの含有調査を希望する建築物の所有者に対し、調査費用を補助する制度です。

◆補助対象建築物(次の①～③のすべてに該当するもの)

- ①市内に存する民間建築物であること
- ②過去に国等により同様の補助金交付を受けていない建築物であること
- ③建築基準法の違反がない建築物であること

◆補助対象者(次の①～②のすべてに該当するもの)

- ①補助対象建築物の所有者またはその建築物の区分所有者の団体
- ②燕市税の滞納がないこと（区分所有者の団体である場合は所有者全員）

◆用語の定義

- ◎アスベスト・・・天然の鉱物繊維であるアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びびトレモライトをいう。
- ◎吹付けアスベスト等・・・吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けパーライトおよび吹付けバーミキュライト(ひる石)で、アスベストの重量が当該吹付け建築材料の質量の0.1パーセントを超えるものをいう。(※外壁・内壁等に使用されている石綿含有仕上塗材は吹付けアスベスト等に該当しません。)
- ◎アスベスト含有調査者・・・作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第2条第7号に規定する作業環境測定機関のうち JIS A 1481 の付属書の仕様に適合する装置及び機器を備える機関。
- ◎調査方法・・・調査方法は、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」を標準とする。
- 調査対象となるのは、吹付けアスベスト等のアスベストの含有に係る調査です。アスベスト含有調査者に依頼し、指定の調査方法により実施してください。

◆申請期間 令和6年4月1日(月)～8月30日(金) (ただし土・日・祝日を除く)

※予定数になり次第、終了する場合があります。

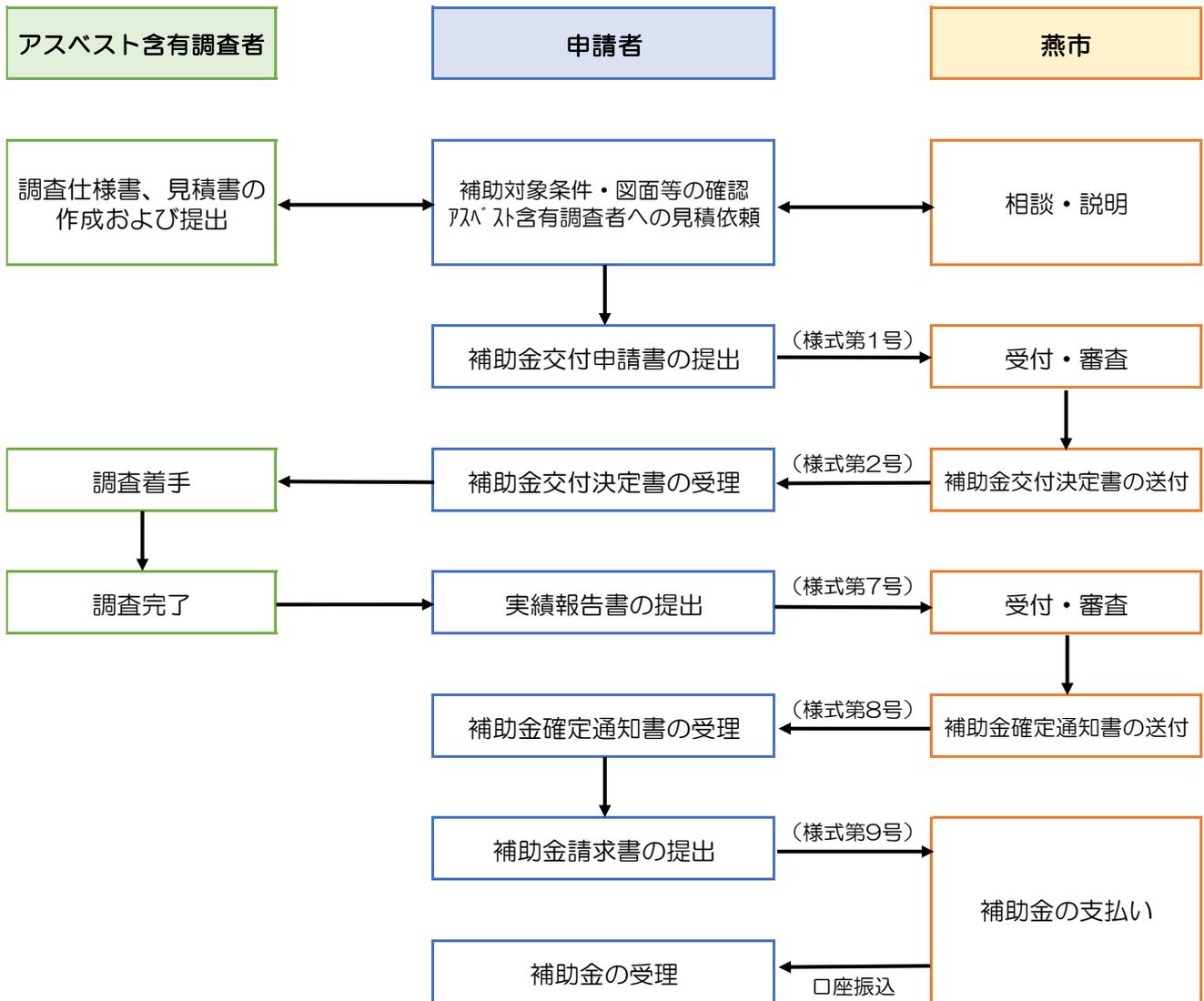
◆補助金額 補助の対象経費の10分の10以内の額(消費税相当額を除く)

(1検体あたり15万円、複数検体の場合は1棟あたり25万円を上限とする)

◆受付件数 2件程度

◆申請手続きの流れ (裏面参照)

アスベスト含有調査補助申請手続きの流れ



☎ホームページはこちらから

◆申請・お問い合わせ◆

燕市役所 都市整備部 営繕建築課 建築指導^{チーム} T (2階 28、29 番窓口)

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

TEL(代表) 0256-92-1111 / (直通) 0256-77-8282 ・ FAX 0256-77-8568

土、日、祝日を除く毎日 8:30~17:15